

●●● 第5章 良好な環境を支える共通施策の推進 ●●●

第1節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続きの導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面的に施行しました。

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

(表5-1)

平成20年度の審査案件は、以下のとおりです。

(環境影響評価法)

- ・川内原子力発電所3号機増設計画に係る準備書

(環境影響評価条例)

- ・吉野第二地区(仮称)土地区画整理事業方法書

2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成20年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・国土利用計画法に基づく土地売買届 …………… 35件
- ・土地利用協議 …………… 2件

表5-1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域 規 模	条例特定地域 規 模
高速自動車国道 道路 一般国道， 県道 市町村道，農道	すべて (一般国道) 4車線以上，10km以上 4車線以上，7.5km以上10km未満	4車線以上， 6km以上	4車線以上， 4km以上
林道	(山のふもと地域づくり交付金により整備される林道) 幅員6.5m以上，20km以上 幅員6.5m以上，15km以上20km未満	幅員6.5m以上， 10km以上	幅員6.5m以上， 7km以上
ダム，堰，湖沼水位調 節施設，放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
飛行場	2,500m以上 (延長500m以上) 1,875m以上 (延長375m以上)	1,250m以上 (かつ，延長が) 250m以上	900m以上 (かつ，延長が) 180m以上
水力発電所	3万kw以上 2.25万kw以上3万kw未満	1.5万kw以上	1.1万kw以上
火力発電所	15万kw以上 11.25万kw以上15万kw未満	7万kw以上	5.5万kw以上
地熱発電所	1万kw以上 0.75万kw以上1万kw未満	0.5万kw以上	0.35万kw以上
原子力発電所	すべて		
廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
公有水面の埋立及び 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
住宅用地の造成		40ha以上	30ha以上
工業団地の造成		40ha以上	30ha以上
農用地の造成又は改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		新設：ホール数18以上 平均距離100m以上，又 はホール数9以上18未 満，平均距離150m以上 変更：増設9ホール以上	新設：ホール数18以上平 均距離100m以上，又はホ ール数9以上18未満，平 均距離150m以上 変更：増設6ホール以上
養豚場の建設		豚房 7,500㎡以上	豚房 5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万㎡/時以上 又は総排水量 5,000㎡/日以上	総排出ガス量 15万㎡/時以上 又は総排水量 3,750㎡/日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

鹿児島県環境影響評価条例の特定地域

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区

韓国岳・新燃岳周辺，佐多岬周辺，屋久島宮乃浦岳周辺，宇検村湯湾岳周辺等

②自然公園法による特別地域（国立公園，国定公園）

韓国岳・新燃岳・霧島温泉周辺，桜島の大半，屋久島の中心部及び西部林道周辺，池田湖・開聞岳周辺等

③自然公園法による海中公園地区（国立公園，国定公園）

桜島沖小島地先，佐多岬枇榔島地先，大島海峡内等

④自然環境保全法による特別地区

稲尾岳

⑤自然環境保全法による海中特別地区

（現在，県内では，海中特別地区の指定はない）

⑥種の保存法による生息地等保護区のうち管理地区

蘭牟田池

⑦県自然環境保全条例による特別地区

木場岳

⑧県立自然公園条例による特別地域

蘭牟田池，住吉池周辺，吹上浜，坊津町海岸，高隈山等